

分譲 番号	所在地	敷地面積		売却価格 ①×② (円)	単 価		旧価格(円)	改定率
		① m ²	坪		② m ² 単価 (円)	坪単価(円)		
1	仁田町 乙1845-14	407.93	123.39	3,418,861	8,381	27,705	3,555,925	△ 3.85%
2	仁田町 乙1845-19	337.06	101.96	2,872,762	8,523	28,175	2,987,699	△ 3.85%
5	仁田町 乙1845-24	338.41	102.36	3,167,517	9,360	30,942	3,294,082	△ 3.84%
6	仁田町 乙1845-11	400.99	121.29	3,273,281	8,163	26,985	3,404,004	△ 3.84%
7	仁田町 乙1845-12	396.51	119.94	3,501,183	8,830	29,190	3,641,151	△ 3.84%
8	仁田町 乙1845-9	439.48	132.94	3,819,960	8,692	28,733	3,972,899	△ 3.85%
9	仁田町 乙1845-8	410.67	124.22	3,701,779	9,014	29,798	3,850,031	△ 3.85%
11	仁田町 乙1845-5	340.86	103.11	2,821,979	8,279	27,368	2,934,804	△ 3.84%
12	仁田町 乙1845-4	328.80	99.46	2,642,894	8,038	26,571	2,748,768	△ 3.85%
13	仁田町 乙1845-3	263.81	79.80	2,417,818	9,165	30,297	2,514,373	△ 3.84%
14	仁田町 乙1845-25	346.96	104.95	2,855,827	8,231	27,209	2,970,324	△ 3.85%
15	仁田町 乙1845-29	330.58	100.00	2,670,094	8,077	26,700	2,776,872	△ 3.85%
16	仁田町 乙1845-28	348.69	105.47	2,718,387	7,796	25,771	2,826,829	△ 3.84%
17	仁田町 乙1845-36	322.25	97.48	2,713,989	8,422	27,841	2,822,587	△ 3.85%
19	仁田町 乙1845-37	342.06	103.47	2,663,621	7,787	25,742	2,770,343	△ 3.85%
26	仁田町 乙1845-46	398.66	120.59	3,072,472	7,707	25,477	3,195,259	△ 3.84%
27	仁田町 乙1845-65	271.56	82.14	2,589,324	9,535	31,520	2,693,060	△ 3.85%
28	仁田町 乙1845-88	287.69	87.02	2,744,850	9,541	31,540	2,854,747	△ 3.85%
29	仁田町 乙1845-86 仁田町 乙1845-87	641.50	194.05	5,101,849	7,953	26,290	5,305,846	△ 3.84%
合 計		6,954.47	2,103.64	58,768,447	8,450	27,933	61,119,603	△ 3.85%

※敷地面積は、地籍調査による実測面積。

「島原市市有地分譲地売却促進・定住促進事業」による奨励金を交付します。

【事業概要】

奨励金の
イメージ

(1) 市有地分譲地売却促進事業奨励金 ①

市有地売却代の10%（千円未満切捨）を上限として交付します。
（個人又は法人。ただし、宗教法人は対象外。）

(2) 定住促進事業奨励金

ア 新築奨励金 ②

ご本人またはご親族が購入された対象地の売買契約日から、3年以内に住居を建築して住民登録をされた方に、次のうち一番低い額を上限として交付します。
・ご本人が負担された住居建築契約額の10%（千円未満切捨）
・50万円（市内事業者施工の場合）又は30万円（市外事業者施工の場合）

イ 若年世帯移住奨励金（県外移住者） ③

①の奨励金対象となった方が、②の奨励金の条件を満たし、**県外から**市内に初めて住民登録をされる40歳以下の方で、配偶者及び小学生以下の同居家族がいる方に、ご本人が負担された市有地売却代（1万円未満切捨）を上限として、①の奨励金と同額を、定住の翌年度から**最長9年間**交付します。

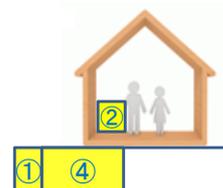
土地代が実質0円！



ウ 若年世帯移住奨励金（市外移住者） ④

①の奨励金対象となった方が、②の奨励金の条件を満たし、**島原市外から**市内に初めて住民登録をされる40歳以下の方で、配偶者又は小学生以下の同居家族がいる方に、ご本人が負担された市有地売却代（1万円未満切捨）の半額を上限として、①の奨励金と同額を、定住の翌年度から**最長4年間**交付します。

土地代が実質半額！



ただし、各奨励金は税の申告が必要です